

# 緊急通行車両の申請について

## 1 申請時に必要な書類（各1通）

- (1) 緊急通行車両確認申出書
- (2) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し
- (3) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを疎明する書類（例 防災業務計画等の写し）
- (4) 災害応急対策を実施しなければならない者の車両であることを疎明する書類
- (5) 指定行政機関等との契約書や協定書の写し（指定行政機関等以外の車両の場合）

※例えば、車検証の使用者が指定行政機関等になっている場合、(2)の書類が(4)の内容も具備しているため、(4)の書類は不要になります。

※同じ申請者が、同一の機会に複数台を申請する場合、(2)の書類は申請台数分必要になりますが、その他の書類は1通で足りる。

## 2 申請先

原則としまして、車検証の使用の本拠の位置を管轄する警察署の交通課になりますが、宮崎県警察本部交通規制課に申請することもできます。

## 3 申請者

指定行政機関等の長や車両の使用者又は管理責任者とします。

車両の使用者は車両を使用する個人ではなく、車検証等の使用者欄に記載のある団体等の責任者等になります。

申請先に書類を提出に来る人についての指定はありませんが、申請内容についてある程度説明できる方をお願いします。

## 4 申請時の流れ

- (1) 必要書類を用意して上記申請先で申請してください。
- (2) 申請受理後、緊急通行車両としての確認を行います。
- (3) 緊急通行車両確認証明書と標章を交付します。

※申請から交付までの日数は警察署により異なりますので、申請時に確認してください。

## 5 その他

- (1) 旧制度による「緊急通行車両事前届出済証」の交付を受けている場合  
確認証明書や標章は交付していませんので、可能な限り災害等発生前に新制度による確認を受け、確認証明書と標章の交付を受けて下さい。

その際に必要な書類は、「緊急通行車両確認申出書」と「緊急通行車両事前届出済証」のみです。